

ニシン漁の歴史と民俗 総合的に保存へ

トタ倉内部の重要有形民俗文化財の漁撈具



番屋（母屋）



網倉



佐賀家漁場の特徴

佐賀家漁場の特徴をあげると次のようになります。

1. 留萌におけるニシン漁場の草創期から終了時まで佐賀家という一つの経営者がしようしていった漁場であるということ。
2. あれほど多くのニシン漁場がかつて存在した北海道西海岸において、唯一漁場の姿を景観まで含めて保存されている漁場であること。
3. 佐賀漁場には重要有形民俗文化財に指定された「留萌のニシン漁撈（旧佐賀家漁場）用具」及び多数のニシン漁業経営関係の文書が残されており、総合的に往時のニシン漁業の実態を知ることができます。

今後の課題

今後は、重要有形民俗文化財「留萌のニシン漁撈（旧佐賀家漁場）用具」と残されていた膨大な文書資料と共に留萌市民の財産として、また、日本国民共有の財産として保護・保存対策を図り、ニシン漁撈を総合的に理解できるような文化財の活用を、積極的に押し進めたい」と考えています。

この指定に対しまして、所有者の佐賀平一郎氏には並々ならぬご理解とご協力をいただきました。また、文化庁、北海道教育委員会、その他多くの関係者の方々に多大なご協力をいたしましたことを深く感謝いたします。

今後も留萌の誇れる財産として次の時代に残し、伝えていきます。

ローカル内部の重要有形民俗文化財の漁撈具



トタ倉（製品保管倉）



船着き場



船倉



漁場と漁具

重要文化財としてダブル指定

佐賀家漁場国指定の史跡に答申

今回指定されたものは佐賀家漁場のうち、主として漁場施設が現在まで保存された地域です。今ある建物は江戸時代末から明治初頭にかけての建造と考えられる母屋（番屋）、明治36年建造の製品を保管しておくトタ倉、船を収蔵しておく船倉、沖揚げした生ニシンを一時貯蔵しておく廊下（ローカ）、漁場の守り神である稲荷社などです。

また、船着き場、ニシン粕の干場、ニシン粕を炊いた竈（カマド）跡などがあり、往時のニシン漁場の姿を良く残しています。



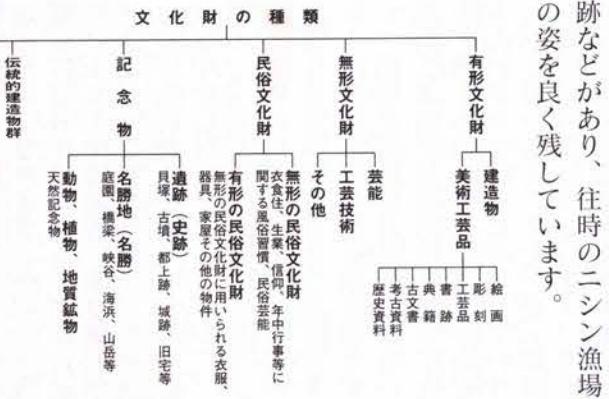
佐賀家漁場地形図



網倉内部の重要有形民俗文化財の漁撈具

佐賀家漁場は江戸時代の弘化元年（1844）に佐賀家8代平之丞が留萌で初めて礼受に鰯漁場を開き、それ以来昭和32年まで113年間鰯漁を営んで来た漁場です。この礼受の場所は元場（もとば）と称されて佐賀家の留萌におけるニシン建網を経営していましたが、根拠地として代々受け継がれてきた場所です。

佐賀家漁場は江戸時代の弘化元年（1844）に佐賀家8代平之丞が留萌で初めて礼受に鰯漁場を開き、それ以来昭和32年まで113年間鰯漁を営んで来た漁場です。この礼受の場所は元場（もとば）と称されて佐賀家の留萌におけるニシン建網を経営していましたが、根拠地として代々受け継がれてきた場所です。



史跡として指定された地域